

開設予定 年月日	年月日	検査希望 年月日	年月日
同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称			
同一の場所における理容所について開設の届出がされている場合（同一の場所で現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日			年月日

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課



に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則（昭和33年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

開設の 予定	年月日	検査の 希望	年月日
-----------	-----	-----------	-----

を

開設予定 年月日	年月日	検査希望 年月日	年月日
同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称			
同一の場所における美容所について開設の届出がされている場合（同一の場所で現に美容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日			年月日

長野県告示第124号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
松本市立病院	松本市波田4417番地180	平成31年3月30日

医療推進課

長野県告示第125号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

（登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハーモニー	地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村	松本市沢村3丁目6番16号	平成28年3月1日

（登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人ハーモニー	地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村	松本市沢村3丁目6番16号	平成28年3月1日

介護支援課

長野県告示第126号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターからその事務所の所在地を変更する旨、次のとおり

届出がありました。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	伊那市山寺298番地1	上伊那郡南箕輪村6451番地1	平成28年2月25日

障がい者支援課

長野県告示第127号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡飯島町本郷2406の242

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第128号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草6758の5から6758の8まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第129号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡下條村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

下條村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

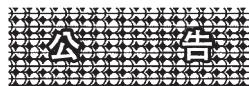
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) カワチ薬品軽井沢店
軽井沢町大字長倉字北熊沢1558-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カワチ薬品
栃木県小山市大字卒島1293
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社カワチ薬品
栃木県小山市大字卒島1293
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年10月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,389平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 63台
 - (2) 駐輪場の収容台数 31台
 - (3) 荷さばき施設の面積 80平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カワチ薬品	午前7時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 2か所 出口 2か所 合計4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日

平成28年2月24日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月7日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪白樺湖小諸線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字大久保147番の4地先から小諸市大字大久保130番の4地先まで	旧	m 5.0~7.2	km 0.3465
同上	新	m 11.1~26.5	km 0.3458

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月7日

長野県木曽建設事務所長 塩入信一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松御岳線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町大字小川4230番の85地先から木曽郡上松町大字小川4230番の197地先まで	旧	m 4.8~8.4	km 0.7140
同上	新	m 7.6~29.1	km 0.7097

道路管理課